

- 学位論文要旨および審査要旨
 - 修士論文論題一覧
-

[Doctral Dissertations and their Reviews (Summaries)]

[Titles of Master Theses]

学位論文要旨および審査要旨

氏 名 WONGSURIYANAN, Chayanee
博士の専門分野の名称 博士（学術）
学位記番号 安全博第27号
学位授与の日付 2024年9月20日
学位論文題目 DEVELOPING A DISASTER RISK
REDUCTION INTERVENTION
FOR STUDENTS WITH VISUAL
IMPAIRMENT

論文審査委員

主査 関西大学 教授 土田 昭司
副査 関西大学 教授 亀井 克之
副査 関西大学 教授 細川 茂雄

論文内容の要旨

視覚障害者は災害時要支援者とされるが、災害発生時に視覚障害者自身が自立的に避難する能力を身につけることも重要である。本研究は、タイの視覚障害者支援学校をフィールドとして、洪水や火事、地震などの災害時に視覚障害者を取り巻く状況、ならびに、視覚障害者への災害時支援の実情を調査した上で、災害時には視覚障害者同士が集団で行動することと、視覚障害者自身が不安を管理して自己効力感を保つことが視覚障害者の災害時対応に有効であることを実験によって示そうとしたものである。

第1章では、国連防災機関（UNDRR）による障害者を取り込んだ災害リスク軽減（DiDRR）プログラムについて日本など諸国の状況をふまえて述べたうえで、タイにおける障害者に対する災害対応の現状を紹介した。

第2章では、タイのパタヤとバンコクにある視覚障害者支援学校の教師に対して2021年から2022年にかけて4回にわたって実施した聞き取り調査の結果にもとづいて、視覚障害者支援学

校における被災時対応の現状を分析した。教師が重視していた被災は、火災、洪水、犯罪であった。視覚障害者にとって見知らぬ場所の空間的定位は困難であり、被災した場合生徒が自立的避難できるのは学校内のみで学外では一人で避難ができないとの指摘があった。教師たちは視覚障害者である生徒たちに自立的避難の潜在能力があることは認めていた。しかし、困難な状況をコントロールできなくなる感覚は、通常、不安、過度の恐怖などの否定的な感情を高め、不安な思考や感情の負のループは、災害に対してさらなる危険と混乱をもたらす可能性があると考えられた。

第3章では、2023年にパタヤの視覚障害者支援学校生徒17名に実施した質問紙調査と、成人の視覚障害者5名に対する聞き取り調査にもとづいて、視覚障害者への被災時支援メカニズムと教育戦略について検討した。生徒の視覚障害の程度は多様であり、生徒コミュニティにおけるピアサポートにおいては、その組み合わせ構造が重要である。また、被災時に視覚障害生徒間の自信と相互信頼を強化する介入の必要性が示唆された。視覚障害による脆弱性に対応するために、習熟感を得るための実践的な経験や、コントロール感や対処効果を高めるための感情調整トレーニングを提案した。

第4章では、先行研究の詳細な文献レビューを行い人の避難行動の特徴について議論した。まず、晴眼者の不可視状態における避難時行動研究により、避難時の集団行動の特質を指摘した。また、東日本大震災時の事例研究から被災時の支援要請行動の特質を指摘した。さらに、被災時における負の感情の特徴を検討し、かつ、自己効力感についての詳細な文献レビューを行った上で、自己効力感が災害時に新しい戦略の

採用を可能にしかつ回復力を高めるであろうと議論をした。さらに、グループ・ダイナミクスについての文献レビューをおこない、視覚障害者における集団避難の有効性について議論した。感情の制御について詳細な文献レビューを行い、タイプD性格と高血圧の関係についての研究にもとづいて、感情トレーニングについての介入を行うことにより視覚障害者の被災時避難がより安全になることを提案した。

第5章では、前章での理論的検討を受けて、2024年1月11日から2月6日にタイのパタヤ視覚障害者支援学校において生徒24名（13～22歳：内3名は実験途中から不参加）を対象に実施した被災時避難への介入についての実験について報告した。実験では、感情調整トレーニングならびに集団での防災対処を経験した実験群と、それらを経験しない対照群を設定した。地震が発生したとの効果音が流され生徒は全員3階の教室から地上の指定された集合場所まで行くことが求められた。質問紙への回答の結果では、自己効力感スコアは介入によって向上したことが認められなかったが、コントロール感が避難行動を向上させること、避難時の感情には感情焦点対処介入と集団効力感介入がポジティブに影響することが認められた。行動指標では、避難に要した時間では実験群と対照群に有意差はなかったが、対照群ではボトルネックを作るなど不適切な行動があったのに対して実験群では不適切な行動はなかった。

第6章では、以上の内容をまとめ総括している。

論文審査結果の要旨

災害時要配慮者への支援については、要配慮者本人にできることは本人にやってもらい本人にできないことのみを支援する方式が近年広く

支持されてきている。それによって本人の効力感が高まることになり本人により良く生きようとする動機が強まることが期待できること、また、支援コストが低減することからより充実した支援活動の展開を期待できるからである。本論文は、タイにおける災害時要配慮者のなかで特に視覚障害者に焦点を当て障害者自身によるより適切な避難行動を促す介入（教育）方法を提案しようとするものである。

本論文は、タイにおける現状について第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」に倣って内務省傘下の防災減災局（DDPM）を中心に災害対応が行われており、障害者に対応する防災計画も策定されてきているが、その内容は十分なものではないと指摘している。さらに、タイの視覚障害者支援学校の教師や視覚障害者への聞き取り調査を重ねることにより、タイの視覚障害者は自宅や学校などの慣れ親しんでいる場所以外では自立的な被災対応は困難であると指摘している。そこで本論文では、視覚障害者に自立的な被災対応能力を向上させる介入が重要であると指摘している。これは、少なくともタイにおいては新奇性の高い発想であると評価できる。

視覚障害者に自立的な被災対応能力を向上させる介入方法として、本論文では、タイの視覚障害者支援学校生徒への質問紙調査結果などを参考にしつつ、1)被災時に視覚障害者同士が効果的に助け合う集団（コミュニティ）形成、2)自己効力感を高めるための感情調整トレーニングを提唱している。本論文では、前述のようにこれに関連する多方面の詳細な文献レビューを行っているが、視覚障害者を対象としたこのような介入方法についての研究は新奇性が高いと評価できる。

この介入方法の効果を実証しようとした実験研究は、視覚障害生徒という限定された対象で

あるため十分な数の研究対象者を得ることができなかつた。そのため本来取るべき2要因配置実験計画を取ることができなかつた。また、ほとんどの行動指標において統計的検定ができていない。また、質問紙による認知指標の分析結果において実験（介入）効果が自己効力感には認められなかつた。これらは本論文に不十分な点があることを示している。しかしながら、本実験研究では提案した介入が視覚障害生徒の適切な避難行動を導くことを示唆する結果も得られている。介入効果の検証は今後の課題であると評価する。

以上のように、本論文は、いくつかの課題も散見されるが、災害時要配慮者のうち特に視覚障害者を対象にタイにおける現状を文献ならびに聞き取り調査によって丹念に調査し、かつ、視覚障害者支援学校生徒などへの調査と多方面

の詳細な文献レビューにもとづいて視覚障害者への効果的な被災対応の介入を提案して、その効果を実証しようとしたものであり、博士論文として価値あるものと認める。

審査結果の要旨

2024年7月1日、各審査委員出席のもとに、論文提出者に対し、論文内容及びこれに関係する事項について試問を行った結果、合格と判定した。

学位授与の可否

以上によって、論文提出者 Wongsuriyanan, Chayanee は博士（学術）の学位を授与される資格があるものと認める。

氏 名 小野 梓
博士の専門分野の名称 博士（学術）
学位記番号 安全博第28号
学位授与の日付 2025年3月31日
学位論文題目 鉄道事業者の安全の推進に資
するリーダーシップと組織風
土の探究
JR西日本の事例を通じた一考
察

論文審査委員

主査 関西大学 教授 高野 一彦
副査 関西大学 名誉教授 安部 誠治
副査 関西大学 教授 吉田 裕

論文内容の要旨

鉄道事業者が安全の推進に取り組むことの重要性については論を俟たない。鉄道事業者が安全マネジメントを推進するにあたっては経営トップの役割が重要視されており、経営者は安全管理への主体的かつ積極的な関与に加えてリーダーシップの発揮が求められている。

しかし、鉄道事業の運輸系統における安全活動の推進はトップダウンによるリーダーシップだけでは十分とは言いがたい。失敗を起こさないことを目的とする従来の安全マネジメント・システムは「Safety-I」と呼ばれるが、ルールに基づく作業と実際の作業の間にギャップがあり、現場はそのギャップを調整しているという考え方は「Safety-II」と呼ばれている。ルールの遵守だけでは対応できない「有事」こそ、鉄道事業者にはSafety-IIが求められている。そして、現場第一線の従業員は、トップ及びミドルからの上意下達の指揮命令に応えるだけでなく、異常時においては一人一人が自発的に行動しなければならない。鉄道事業者がSafety-IIを実装するためには、従来型のトップダウンに

加え、従業員の自発的な行動を支援するリーダーシップが求められる。

本論文は、鉄道事業者がSafety-IIを取り入れるために必要な、従業員の自発的な行動を促進するリーダーシップと組織風土の醸成にかかわる課題を考察したものである。

本論文の構成は次のとおりである。

序章 問題意識と研究内容

第1章 鉄道事業者へのSafety-IIの実装と従業員の自発性の促進

第2章 Safety-IIの実現に資するリーダーシップ

第3章 安全支援リーダーシップの実践と組織風土の検討

第4章 国鉄公社とその安全管理体制

第5章 福知山線列車事故までのJR西日本の経営と安全管理

第6章 福知山線列車事故後のJR西日本の安全管理の転換と安全施策の推進

第7章 「安全支援リーダーシップ」の提言と組織風土の考察

終章 安全支援リーダーシップの定着及び組織風土の醸成に向けて

以下、各章の概要を述べる。

序章では、本論文の目的と課題、及び論文全体の構成が述べられている。

第1章は、安全に関する先行研究を整理した上で、鉄道事業者がSafety-IIを実装するためには、従業員を支援するリーダーシップ、及び心理的安全性などの組織風土醸成の必要性を論じている。

第2章は、リーダーシップ論の先行研究を整理した上で、鉄道事業者における安全推進のためには、従業員を支援するリーダーシップ、及び従業員が職制にかかわらずリーダーシップを

発揮するシェアド・リーダーシップが重要であることを論じている。その上で、新たに Safety-II を実装するための「安全支援リーダーシップ」を提言している。筆者によれば、安全支援リーダーシップとは、フォロワーが自律的に安全行動を採れるように支援するとともに、フォロワーの関心を自分自身から組織へと向かわせることで安全を実現するリーダーシップという。

第3章は、鉄道事業者における安全推進のために、従業員一人一人のリーダーシップやチームングの実践を促す支援型リーダーシップの有効性を検討するとともに、継続的に管理者のスキル・マインドと組織風土の醸成に取り組んでいくことの必要性を論じている。

第4章から第6章では、西日本旅客鉄道（以下「JR西日本」という。）について、①日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）時代、②国鉄改革後から福知山線列車事故、③福知山線列車事故以降の三つの期間に分類し、安全管理体制の事例研究を行っている。

第4章は、国鉄時代の安全管理体制と安全観を整理している。経営環境の悪化や労働組合との問題を端緒とした職場課題などの背景、及び精神論に基づくヒューマンエラー対策と事後的な責任追及など、国鉄時代の安全管理体制と安全観を論じている。

第5章は、国鉄改革後から福知山線列車事故までの期間におけるJR西日本の安全管理体制と安全観を外観している。国鉄時代からの安全管理体制、経営者の強力なリーダーシップから生じた上意下達組織風土が、福知山線列車事故の背景要因の一つであることを論じている。

第6章は、福知山線列車事故以降のJR西日本の安全管理体制と安全思想の転換を整理した上で、2017年以降に発生した重大事象の分析から、同社に残る課題を考察している。

第7章は、JR東日本テクノハート TESSEI と

関西電力を好事例として取り上げ、JR西日本と比較することで、安全支援リーダーシップと組織風土の醸成が安全の推進に有用であると論じている。

終章では、鉄道事業者が安全を推進するためには、安全支援リーダーシップと組織風土の醸成による Safety-II の実装が必要であるとの提言を行っている。

論文審査結果の要旨

鉄道事業者の安全推進に係るマネジメントは、安全安心な社会の構築を目的とする社会安全学における重要なテーマである。安全文化の発展は、①安全が規則と規制に基づいている、②安全が組織の目標となっている、③安全が常に改善できる、という三つの段階があるとされている。JR西日本をはじめ、多くの鉄道事業者は第二段階まで到達しているものの、最後の段階に進むためには従業員の自発的な行動の促進が必要不可欠であると考えられている。

本論文では、安全を推進するためのマネジメントとリーダーシップに関する国内外の先行研究についての丹念な調査をベースに、筆者によって「安全支援リーダーシップ」と組織風土の醸成に関する新たな提言が行われている。その上で、JR西日本の安全マネジメントを国鉄時代に遡って分析を行い、好事例としてのJR東日本テクノハート TESSEI 及び関西電力との比較研究から、安全支援リーダーシップの有効性、及びこれを支える組織風土の重要性に関する検討を行っている。

本論文で明らかにされた内容は、JR西日本のみならず多くの鉄道事業者に対して普遍性、再現性を有していると思われる。鉄道の安全マネジメントは多くの鉄道事業者に共通する課題であり、JR西日本の事例研究を通じて得られた、

Safety-IIを実装するための安全支援リーダーシップや組織風土の醸成に関する示唆は、他事業者にとっても有意義な成果であるといえる。

一方、本論文には課題も残っている。すなわち、本論文は鉄道事業者の運輸系統の安全推進のためのリーダーシップと組織風土研究に焦点を当てている。しかし、鉄道事業者の職域は運輸・車両・施設・電気といった系統に分かれており、グループ会社も存在する。それぞれ系統ごとに働き方や組織文化、運営構造が異なっている。本研究は専ら運輸系統の現状を対象に考察されたものであり、得られた結果が全系統に適用可能なものか否かは、今後のさらなる検討が必要である。また、JR東日本やJR東海との比較研究も必要である。

以上のとおり、いくつかの残された課題も散見されるが、本論文は鉄道事業者における安全

マネジメントのために有益なリーダーシップと組織風土について実証的に論じた独創的な研究業績であり、博士学位論文に値するものと認められる。

審査結果の要旨

2025年1月23日、各審査委員出席のもと、論文提出者に対し、論文内容及びこれに関する事項について試問を行った結果、合格と判定した。

学位授与の可否

以上によって、論文提出者 小野梓氏は博士(学術)の学位を授与される資格があるものと認める。

氏 名 庄司 秀明
博士の専門分野の名称 博士（学術）
学位記番号 安全博第29号
学位授与の日付 2025年3月31日
学位論文題目 内閣官房の危機管理体制の研究—危機管理機能と情報機能—

論文審査委員

主査 関西大学 教授 永田 尚三
副査 関西大学 教授 高鳥毛敏雄
副査 関西大学 教授 山崎 栄一

論文内容の要旨

内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関である。政府中枢の組織で、わが国の危機時の関係機関の総合調整も内閣官房が中心になって行う。わが国の政策決定や危機対応において、極めて重要な組織であるにも関わらず、その実態はあまり知られていない。学術的研究の蓄積も少ない。

本論文は、内閣官房の特に危機対応体制について、危機管理機能と情報機能の側面から、その構造および制度に組み込まれた考え方等、実態や現状の体制に至る経緯を明らかにすることを目的とした研究である。わが国が構築してきた内閣官房の危機管理体制は、危機時の内閣の指導性の強化のために、意思決定の迅速性を目指してきた。これは、憲法および内閣法によって規定された「分担管理原則」による縦割り等の組織の割拠性もたらす弊害に対する是正と、危機の多様化、激甚化等への対応といった社会的ニーズへの対応の必要性から生じた。

本論文は、終章を含めて9つの章から構成されている。各章の概要は次のとおりである。

第1章では、本研究の背景について、明治期

から現代にわたる内閣制度と行政制度、内閣官房の組織構造とその変遷、そして、意思決定における政官関係が概観されている。

第2章では、内閣官房の組織の歴史を整理した。現行の内閣法では、国家の危機管理体制の中核機関を内閣官房に置いている。そこで、内閣官房の歴史についてその起源までさかのぼり、内閣の補佐機構における危機管理体制の導入の経緯や組織機構の発展過程、内閣官房の組織拡大の要因等を、歴史的視点から明らかにしている。

第3章では、戦後に行われてきた6つの主要な行政改革（1961～1964年臨時行政調査会、1981～1983年第2次臨時行政調査会、1983～1986年第1次臨時行政改革推進審議会、1987～1990年第2次臨時行政改革推進審議会、1990～1993年第3次臨時行政改革推進審議会、1996～1998年行政改革会議（橋本行革））の資料をすべてあたり、内閣官房の危機管理体制の構築過程について分析を行った。橋本行革の整理によると、内閣官房の基本的な機能には、総合戦略、総合調整、危機管理、情報、広報があるとされる。特に本章では危機管理機能と情報機能の体制整備の過程で見られる特徴を明らかにしている。

第4章では、2001年中央省庁再編以前における行政機構が目指した内閣官房の組織体制について、1947年第1回国会からの国会審議をもとに分析が行われている。組織の縦割り構造が危機管理機能（危機時の迅速性等）と情報機能（情報の共有化等）の弊害になっている点が国会や政府内部でも長年にわたり問題視されてきたことを明らかにしている。

第5章では、2001年中央省庁再編以降における行政機構が目指した内閣官房の組織体制について、2024年第216回国会までの国会審議の議事録をもとに分析が行われている。特に、柔軟

な組織編制をとることを目的に2001年に内閣官房副長官補体制が採用したことを明らかにしている。

第6章では、2015年に提出された『政府の危機管理組織の在り方に係る副大臣会合最終報告』と、その会合のきっかけとなった東日本大震災における緊急災害対策本部の分析が行われている。特に、新たな危機管理組織の設置に関する政府の考え方に考察を加えたほか、東日本大震災における政府の対応状況の問題点を指摘している。

第7章では、第2章から第6章の分析にもとづき、日本が目指してきた内閣官房の危機管理体制について考察を行っている。また1986年という極めて早期から、危機管理機能において志向されていたトップダウン方式に関して比較・考察が行われている。さらに、内閣官房全体における組織拡大の要因についても考察を行い明らかにした。多くの先行研究では、内閣官房の組織拡大は2001年の中央省庁再編以降にみられる傾向とされている。しかし本研究では、むしろ1947年の内閣官房の起源である総理府審議室発足時から、そもそも機構の中に「組織拡大圧力」があったことを明らかにしている。

第8章では、今後の危機管理体制の整備の在り方について、国会審議、アメリカの緊急事態管理体制、危機事象の対応実績をもとに分析が行われている。新たな視座として、中央地方関係に基づく日米比較の観点から考察がなされている。加えて、アメリカからは学ぶべき点は多いとして、日本の問題点とアメリカが取り組んだ背景要因を比較考量し、問題点に潜む共通性を明らかにし改善策を検討すべきであることを提起している。

終章では、本論文の総括と展望を述べている。内閣官房の危機管理体制は、一朝一夕で構築できるものではないという認識のもと、本論文で

はこの危機管理体制の成り立ちの過程と現状を明らかにしている。そして、アメリカの危機管理体制とわが国の現状の危機管理体制を比較評価し、内閣官房の組織拡大の課題とあわせて、危機管理体制整備の今後の方向性について提案がなされている。

論文審査結果の要旨

従来、内閣官房のみならず政府中枢の危機管理体制に関する行政学的視点からの先行研究は少なく、本研究は内閣官房における危機管理体制や内閣官房全体における組織機構についての先駆的研究業績である。その評価されるべき点は、以下のとおりである。

第一に、第2章から第5章において危機管理体制の構築に関して、法制度・組織機構の変遷のみならず、行政改革の各種会議と国会の委員会審議をすべて拾い上げて考察されている点である。これまでも、1つの会議体のみ、あるいは、2001年中央省庁再編時という一時点のみを扱う行政学的研究は存在した。しかし本論文は、各資料に記録された議論のすべてを扱い、それぞれの論点や考え方を網羅的に俯瞰して分析を行っている点で、研究上の新規性・独創性があるほか、学術的貢献度が高いと認める。

第二に、第7章において第2章から第6章までの議論等を関連付けして結論とした点は評価できる。具体的には、第2章から第6章はそれぞれ単独でも大きな資料価値があるが、本論文はその各章の膨大な分析結果から導きだされた考察をもとに第7章においてさらに考察を加え結論を導き出している。特に、これまで内閣官房がその組織機構を拡大させてきた要因を明らかにするとともに、「組織拡大圧力」が組織の設立当初より備わっていたことを明らかにした点は、今後の内閣官房研究への大きな貢献と評価

できる。

第三に、第8章において内閣官房の危機管理体制、つまり、国家中枢や内閣総理大臣が扱う危機管理体制について、その制度構築過程を一般化したことは評価に値する。これは、アメリカの緊急事態管理体制の構築過程と比較することで導き出されている。特に、これまで議論されてきた米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）の設置や標準化の議論だけでなく、新たな視点として行政学における中央地方関係の視点からの分析や考察が行われ、「有事組織化体制」と日本の危機管理体制の現状を定義化した。これは、今後の危機管理行政研究に、一つの新たな切り口を提示したものと認める。

一方、論文にはいくつかの課題が散見される。

第一に、本論文で使用した資料は、歴史的な史実を法制度の観点から集めたもの及び、行政改革の6つの主要な会議資料や国会審議である。これらはそれぞれ資料としての信頼性は高い。他方で、オーラルヒストリーという特別職を対象としたインタビュー資料の参照はみられるが、内閣安全保障室長を歴任した者のみであり限定された範囲となっている。そのため、オーラルヒストリーといった口述記録においても特別職だけではなく多様な属性にあたることが求められる。

第二に、第8章のまとめ、終章では総括と展望が記述されており、内閣官房という、いわゆ

る、国家の危機管理体制を一般化するなかでみてきた課題がいくつか本文では指摘されている。それにもかかわらず、その課題の説明がやや具体性を欠いている。今後研究を発展させていく際にはその点に留意して進めていくことが望まれる。

以上のとおり、本論文は、いくつかの点で課題は散見されるものの、内閣官房の危機管理体制における危機管理機能及び情報機能からみた制度構築過程の分析、危機管理体制・緊急事態対応における概念整理、そして、内閣官房の組織拡大の要因と本質という観点において新たな知見を提供した研究である。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。

審査結果の要旨

2025年1月10日、各審査委員出席のもとに、論文提出者に対し、論文内容及びこれに関係する事項について試問を行った結果、合格と判定した。

学位授与の可否

以上によって、論文提出者庄司秀明は博士（学術）の学位を授与される資格があるものと認める。

氏 名 林 昭信
 博士の専門分野の名称 博士（学術）
 学位記番号 安全博第30号
 学位授与の日付 2025年3月31日
 学位論文題目 中小企業の事業承継とリスク
 マネジメント
 —リスクファイナンスとM
 & A—

論文審査委員

主査 関西大学 教授 亀井 克之
 副査 関西大学 教授 高野 一彦
 副査 関西大学 教授 桑名 謹三

論文内容の要旨

国家の経済基盤を支えているのは企業数で95%以上を占める中小企業である。2017年に経済産業省は、中小企業の事業承継が円滑に進まなければ、2025年には累計で約650万人の雇用が失われ、GDPは約22兆円が失われる可能性がある」と公表した。中小企業の事業承継の不全は大きな社会的リスクであり、その円滑化は社会的なリスク対応だと言える。近年、我が国において事業承継は学術的研究対象として確立された。同時に少子高齢化により親族内承継が減少し、従業員による承継や第三者によるM&Aなどの親族外承継が増加してきた。事業承継円滑化のための政策も打ち出され、状況改善の兆しも見えてきた。

以上を背景に、本論文は、中小企業の事業継続を前提に、中小企業の事業承継手段として増加傾向にあるM&Aの事例を取り上げ、承継企業（買い手）が事業を継続していくために考慮すべきリスクやその対応について、リスクファイナンスやリスクマネジメントプロセスの観点からアプローチを試みた。また、譲渡側（売り手）のリスクマネジメントプロセスについて

も検討し、中小企業における事業承継問題の解決策を提起した。

本論は第1章で研究の背景と目的を記述した後、第2章では中小企業の事業承継問題の現状について考察した。第3章では中小企業の事業承継とM&Aに関する先行研究のレビューを行なった。第4章では中小企業の事業承継問題がリスクマネジメント理論で捉えられるか検討した結果、ISO31000によるリスクマネジメントプロセスのフレームワークは、経営戦略と事業承継を同時に考えることができるツールとして利用価値があることを明らかにした。第5章ではリスクマネジメントプロセスのフレームワークを使い承継側（買い手）のリスクマネジメントについて事例研究を行なった。事業承継を支援する承継側（買い手）のファイナンシャル・アドバイザー（FA）について、4つの事例を調査した。4つの事例研究によって、中小企業のM&Aにおけるファイナンスの具体的手法を分析して、リスクマネジメントプロセスのフレームワークは当事者が有効に利用できることを示した。第6章では、譲渡側（売り手）においてもリスクマネジメントプロセスのフレームワークは有効かどうかを検討し、リスクファイナンス面からの解決策を提示した。

結論として、本論は理論研究と事例研究を通して、①リスクについて特定し分析し評価するリスクアセスメントに基づいて、②リスク対応（リスクコントロールとリスクファイナンス）を行い、③承継企業（買い手）とのコミュニケーション及び協議を行いながら、④譲渡企業（売り手）とのモニタリング及びレビューを行うことから成るリスクマネジメントプロセスは、承継企業（買い手）にとって承継後のリスクを事前に整理することができる有用なツールであることを明らかにした。さらに譲渡側（売り手）にとっても、承継に備えたりスクマネジメントプ

ロセスを支援者の協力を得ながら検討していくことは、経営戦略と同時に考えることが可能であり、中小企業の事業承継問題の解決につながると結論づけた。

本論の社会的かつ学術的貢献は、①中小企業経営者は事業継続のために1人で様々なことを行わなければならない場合が多いが、リスクマネジメントプロセスのフレームワークを使うことによって近年問題となっているM&Aの悪質な仲介業者から身を守る防衛策にもなり得ること、②事業承継の支援者たる金融機関、税理士、コンサルタントについて、事業承継問題を俯瞰的に把握するリスクマネジメントのフレームワークの活用など、リスクマネジメントの知識を備えた人材育成が必要であること、③株式の永久保有型M&Aなど、中小企業の事業承継のリスクファイナンスには新たな可能性があることを示した。

論文審査結果の要旨

本論文は下記の新規性が高く評価された。

第一に、中小企業の事業承継問題は、親族内承継の問題として、ファミリー企業における後継者育成や相続税対策として傾向が根強かった中で、第三者によるM&Aによる承継を支えるリスクファイナンスに焦点をあてて、具体的な事例研究と共に論じた。

第二に、リスクマネジメント理論を使った中小企業の事業承継問題の研究は総論的なものに

限定されていたが、ISO31000のリスクマネジメントフレームワークに代表される理論的フレームワークを的確にあてはめた上で、具体的なリスクファイナンスを論考した。これは中小企業の事業承継研究にリスクマネジメント理論という視点を導入することを促進すると共に、リスクマネジメント研究に中小企業のM&Aにおけるリスクファイナンスという新たなフィールドを導入した。

第三に、企業経営を題材とした社会安全学の学術的研究と、中小企業の事業承継ファイナンスという実務を効果的に結び付けて社会的提言を試み、本学の理念である「学の実化」を体現した。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。

審査結果の要旨

2025年1月23日、各審査委員出席のもとに、論文提出者に対し、論文内容及びこれに関係する事項について試問を行った結果、合格と判定した。

学位授与の可否

以上によって、論文提出者 林昭信は博士(学術)の学位を授与される資格があるものと認める。

氏 名 チスワカ チルンバ クリオニ
 博士の専門分野の名称 博士 (学術)
 学位記番号 安全博第31号
 学位授与の日付 2025年3月31日
 学位論文題目 Assessing Urban Vulnerability
 and Resilience against Natural
 Hazards: Case of Goma City
 in DR. Congo and Japanese
 Prefectures.

論文審査委員

主査 関西大学 教授 永松 伸吾
 副査 関西大学 教授 越山 健治
 副査 関西大学 教授 亀井 克之

論文内容の要旨

本博士論文は、都市における災害脆弱性とレジリエンスの評価のあり方について探求したものである。本論文を構成する主要なパートは、災害脆弱性に関する第2章と、レジリエンスに関する第3章である。それぞれの要旨は以下の通りである。

第一の研究 (第2章) は、複合的リスクを抱えた都市の災害脆弱性の拡大プロセスを分析したものである。対象としたのは、コンゴ民主共和国東部、ルワンダとの国境に位置するゴマという都市である。ゴマはニーラゴンゴ火山をその背後に擁し、1977年、2002年、2021年と噴火が繰り返され、都度異なる被害を経験してきた。とりわけ、2021年の噴火は溶岩流の規模は過去と比較して極めて小さかったにも関わらず、30名を超える死者が生じている。この研究では、PAR (Pressure and Release) モデルを動的に拡張し、ゴマという都市の脆弱性の発展プロセスを明らかにすることによって、その理由を説明している。

1977年の噴火から2002年の噴火の間におい

ては、この地域に豊富に存在する天然資源を巡る民族的な対立と紛争が脆弱性拡大の動的圧力であった。ところが、2002年の噴火から2021年の噴火にかけては、グローバル化によって起こった人口増加が動的圧力であったとする。具体的には、民族間の紛争の解決のために大量に流入した国際的人道支援団体や、情報通信革命によって天然資源需要が急速に高まり、国際的企業が多く流入したといった現象である。そしてこれらによって生じたジェントリフィケーション (都市の富裕化現象) が、貧困住民をリスクの高い周辺部に追いやったことで、2021年の噴火による被害が拡大したと説明する。加えて、こうした脆弱性発展の根本原因となっているのは、同国における土地への政策的なコントロールの欠如であったことから、筆者は結論として、復興過程における土地利用規制を可能にするガバナンスの構築を提案している。

第二の研究 (第3章) は、地域のレジリエンスが個人のレジリエンスに与える影響について、日本のデータを用いて定量的な分析を行ったものである。災害レジリエンスの定量評価については、特にコミュニティレベルで多く行われている。他方で、個人に焦点を当ててレジリエンスを定量化する研究もいくつか存在する。既存研究の多くでは、レジリエンスにはこうしたいくつかの階層があると考えられてはいるものの、その階層間について意識的に議論されたものは存在しない。この章では、こうしたリサーチギャップを埋めるために、都道府県レベルのレジリエンスが、そこに居住する個人のレジリエンスにどのような効果を与えているのかについて、Matsukawa et al. (2024) による個人のレジリエンス評価指標である DR*S*i を用いたマルチレベル分析を行っている。その結果、次のような事実が明らかになった。

第一に、コミュニティのレジリエンスが個人

のレジリエンスに対して補完的に機能する可能性が示された。具体的には、人口当たりNPOの数は地域のレジリエンスを構成する指標として多くの先行研究で採用されているものであるが、これが当該地域に居住する個人のレジリエンスと有意な正の相関を持つことが示された。第二に、一方でコミュニティのレジリエンスが個人のレジリエンスを代替する可能性も示された。同じくコミュニティレジリエンスを構成する指標として先行研究で取り上げられているものに、人口当たりの図書館数があるが、本研究ではこれが当該地域の個人のレジリエンスとトレードオフの関係にあることも明らかになった。但し、図書館などの文教施設は、例えば貧困地域など個人のレジリエンスが低いところこそ積極的に投資されている可能性もあるため、本研究が想定するのは逆の因果関係が生じている可能性もある。このため結論として断言はできないものの、少なくともこれまでの研究が暗黙的に前提としていた、コミュニティのレジリエンスの向上が個人のレジリエンスを高めるという関係は無条件に成立するものではないことを明らかにしている。

論文審査結果の要旨

本博士論文の関心である災害脆弱性やレジリエンスについては膨大な研究の蓄積がある。そのような中で本博士論文は、それぞれのテーマにおいて非常に重要なリサーチギャップを埋め

るものとして高く評価できる。例えば、第2章について言えば、PARモデルは、ある特定の時期における脆弱性をスナップショットで評価する手法として用いられてきたが、本研究では、災間の脆弱性の進化過程を説明するモデルとして拡張している。これは、例えばわが国で言えば南海トラフ地震のように繰り返し災害が発生する地域においても応用可能なアプローチである。また、第3章についていえば、地域のレジリエンスと個人のレジリエンスの関係の実証分析としては、世界的に見ても初めての研究であり、学術的価値は高い。また、第2章が文献調査に基づく定性的な研究であるのに対して、第3章は統計的手法を駆使した定量的な研究であることは、提出者の高度な分析能力を示すのに十分な内容となっている。

審査結果の要旨

2025年1月21日、各審査委員出席のもとに、論文提出者に対し論文内容及びこれに関する事項について試問を行った。いずれも研究成果に基づき適切に回答されており、合格と判定した。

学位授与の可否

以上によって、論文提出者チスワカ・チルンバ・クリオニは、博士（学術）の学位を授与される資格があるものと認める。

氏名 ドミンゴス ブラザオン
博士の専門分野の名称 博士(学術)
学位記番号 安全博第32号
学位授与の日付 2025年3月31日
学位論文題目 Making the Community-based
Early Warning System Work
- A Case Study of CBEWS
for Flood Evacuation in the
Licungo River Basin in
Mozambique

論文審査委員

主査 関西大学 教授 永松 伸吾
副査 関西大学 教授 奥村与志弘
副査 関西大学 教授 廣川 空美

論文内容の要旨

本博士論文は、コミュニティに基づく早期警報システム(CBEWS)が有効に機能するための条件を明らかにすることを目的とし、モザンビーク共和国中部に位置するリクongo川流域のコミュニティをフィールドとしたケーススタディを行うものである。この論文は大きく分けて以下の三つの研究から構成されている。以下その概要を示す。

第一の研究(第3章)は、モザンビークにおける早期警報システムの発展に関する政策のレビューである。2000年頃から導入された風水害の早期警報システムにおいてコミュニティの役割が期待された。だがそこにおけるコミュニティとは、政府が発した警報を住民に伝達し、与えられた指示通りに避難をさせる組織であり、すなわちコミュニティは政府の代理人として機能することが期待されていた。筆者はこれを「代理人としてのコミュニティ」(CAA: Community-As-Agent)モデルと定義した。これに対して2007年以降のモザンビーク政府は、各地域に住

民主体の防災委員会を整備し、地域コミュニティが独自の判断で警報を発出し、自主的な避難を促進する方向に向かった。筆者はこれを「パートナーとしてのコミュニティ」(CAP: Community-As-Partner)モデルと定義し、モザンビークの早期警報の発展は、CAAモデルからCAPモデルへの変遷として特徴づけられるとしている。

第二の研究(第4章)は、6つのコミュニティの防災委員会に対するインタビュー調査によって、早期警報システムに対するコミュニティの関与とその対応の実際を明らかにしている。その結果、次の二点が指摘されている。第一に、避難のインセンティブの不在である。洪水の早期警報を聞いたとしても、土地や穀物等の収穫物を失うことを恐れて避難をためらう住民が多数存在している。第二に、早期警報システム全体に対する信頼の不足である。電動の水位計などはしばしば盗難に遭い機能しないといった問題があり、結果多くの住民が溢水を直接目視するまで避難しない傾向が確認されている。

第三の研究(第5章)は、2022年1月に発生したアナ台風による水害で被災した住民300人に対する質問紙調査から、水害からの避難行動の実態を実証的かつ定量的に明らかにしている。それによれば、公式な教育を受けることや文字が読めることが必ずしも早期避難を促進していないこと、経済的な豊かさは早期避難を促進すること、慣習法により保護された土地所有者は早期避難の傾向が高いこと、ソーシャルキャピタルが豊かな住民ほど避難が遅れる傾向があることなどが明らかになった。

こうした一連の研究から、筆者は第6章において以下のような結論を得ている。まず、国連防災計画が提唱する早期警報モデル、すなわちリスク認識、観測と予測、情報伝達、対応能力の四つの柱を必要とするという理論に対して、

住民の避難へのインセンティブという新たな柱を追加し、住民の経済的な障壁を取りのぞくべきことなどを提唱している。次に、早期避難を促進するためには、公教育やコミュニティの中で防災教育を位置づけることによって、前述のCAPモデルへの完全な移行を促進するべきであると提言している。

論文審査結果の要旨

早期警報に関する社会科学的な研究は必ずしも多くない。とりわけ世界最貧国の一つであるモザンビークについては英語による文献も少ない。このため、モザンビークの早期警報システムの発展について丁寧にレビューを行った第3章については、それ自体高い学術的価値が認められる。加えて、ここで提示したCAPモデルについては、モザンビークだけではなく、わが国をはじめとする先進国においても有効性が認められる。また第4章の内容はフィールドワークによる仮説設定に留まっているが、続く第5章では、そうした仮説に対する定量的なエビデンスを提示している点も評価できる。とりわけ、ソーシャルキャピタルが必ずしも早期避難にとって有効に機能していないという事実の発見は、先行研究の指摘が一般性を有しないことを示している。また土地所有制度が避難のインセンティブに及ぼす影響を明らかにした点は、既存研究を見渡しても全く新しい発見であり、学術的価値は極めて高い。

審査結果の要旨

2024年10月28日、各審査委員出席のもとに、論文提出者に対し論文内容及びこれに関係する事項について以下の通り試問を行った。ソーシャルキャピタルが避難を阻害する理由についての質問に対しては、教育の中で災害リスクが正しく教えられていないことから、避難しないという誤った判断への同調行動を促している可能性があるという回答があった。また、モザンビークがCAPモデルへ移行しようとしていることの効果に関する質問に対しては、コミュニティの働きかけによって避難行動を起こした住民が一定数存在するものの、必ずしも十分ではないという回答があった。また、慣習法による土地所有者の早期避難傾向が高い理由について詳細な説明を求めたところ、土地の賃借権については、賃貸契約を公的に証明する制度が特に地方部で未発達であり、それに対して慣習法に保護された土地所有権は、その土地の帰属を誰もが認めていることからより強い所有権と見なされ、避難しても土地を失う危険性が低いと考えられているという回答があった。いずれも研究成果に基づき適切に回答されており、合格と判定した。

学位授与の可否

以上によって、論文提出者ドミンゴス・ブラザオンは、博士（学術）の学位を授与される資格があるものと認める。